

H 2 6 . 1 2 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群 刑 企 第 1 5 1 号

平 成 2 5 年 3 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

届出人に対する書面交付の本実施について（通達）

被害の届出人に対する書面交付については、届出人に対する書面交付の試行実施について（平成24年9月24日付け群刑企第607号依命通達。以下「依命通達」という。）により試行実施しているところであるが、この度、本制度を試行実施から本実施に移行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、依命通達は平成25年4月1日をもって廃止する。

記

1 本実施日

平成25年4月1日から

2 対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、被害者支援活動実施要領の制定について（平成22年群本例規第15号）の被害者支援活動実施要領第3に定める対象事件を除いたものを対象とする。

なお、被害者支援活動実施要領第3に定める対象事件については、同要領に基づき、事件担当捜査員が被害者に対して課係及び氏名を教示した上、確実に、刑事手続及び犯罪被害者のための制度等の必要事項の連絡を行うこと。

3 実施方法

被害の届出を受理した際に、届出人に対し本書面交付制度について説明し、警察の連絡先等の教示を希望した者に対して、届出の日時、連絡先等を記載した別紙書面を交付することとする。

この場合、届出に係る犯罪事件受理簿の受理番号を受けると共に、同受理簿備考欄に届出人に対して書面を交付した旨を記載すること。

4 留意事項

当該書面は、あくまでも届出人の便宜のため交付するものであり、警察証明の類の書面ではないので、誤解を受けることのないよう配慮すること。

別紙省略